

近畿厚生局改定時集団指導配付資料 修正箇所(H30.4.4現在)

医科		
ページ数	修正前	修正後
38	呼吸機能 PaO ₂ (mmHg)	呼吸機能 PaO ₂ / <u>FiO₂</u> (mmHg)
44	病床数500床以上を要件とする診療報酬について、当該基準を400床に変更する。	病床数500床以上を要件とする診療報酬について、当該基準を400床 <u>以上</u> に変更する
50	当該保険医療機関の <u>外来又は訪問診療を継続的に受診していた</u> 患者であること。	当該保険医療機関の <u>外来を4回以上受診した後</u> に訪問診療に移行した患者であること。
186	6 療養病棟入院基本料の注11に規定する別に厚生労働大臣が定める基準	削除
186	追加	6 一般病棟入院基本料の地域一般入院料1
186	7 療養病棟入院基本料の注12に規定する別に厚生労働大臣が定める基準	削除
186	(※3)看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、 <u>平成30年3月31日において、現に当該加算にかかる届出を行っている病院は</u> 、平成31年3月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとする。	(※3)看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、平成31年3月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとする。
186	17 特定集中治療室管理料の注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算(※5)	17 特定集中治療室管理料の注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算
187	(※5)「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師」の規定については、平成30年3月31日において、現に特定集中治療室管理料1又は2に係る届出を行っている病院については、平成31年3月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとする。また、平成32年3月31日までの間は、特定集中治療室等において6年以上の勤務経験を有する看護師が配置されていれば、当該基準を満たしているものとする。	削除
187	26 透析液水質確保加算	削除
187	27 慢性維持透析濾過加算	削除
188	45 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカー)	43 ペースメーカー移植術 (リードレスペースメーカー の場合)
189	4 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料7 並びに地域一般入院料2及び3 を除く)	4 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 3及び7 を除く)
190	追加	特定集中治療室管理料1及び2(※2) [平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る]
190	27 回復期リハビリテーション病棟入院料4	削除
190	28 地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2 [平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。]	削除

190	29 地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4 〔平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。〕	削除
190	31 精神科救急入院料 〔平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。〕	削除
190	32 精神療養病棟入院料の精神保健福祉士配置加算	削除
191	追加	(※2)平成32年3月31日までの間は、特定集中治療室等において6年以上の勤務経験を有する看護師が配置されていれば、当該基準を満たしているものとする。
191	4 画像誘導放射線治療加算	4 画像誘導放射線治療加算 〔平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
191	追加	回復期リハビリテーション病棟入院料2 → 回復期リハビリテーション病棟入院料4
192	有床義歯咀嚼機能検査 → 有床義歯咀嚼機能検査1のイ、有床義歯咀嚼機能検査1の口	有床義歯咀嚼機能検査 → 有床義歯咀嚼機能検査1のイ、有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び咀嚼能力検査
192	追加	歯科技工加算1及び2 → 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2
192	追加	透析液水質確保加算2 → 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

歯科		
ページ数	修正前	修正後
33	入院患者や介護保険施設入所者等に対し、関係者間の連携に基づく口腔機能管理を推進する観点から、歯科疾患在宅療養管理 指 導料の見直しを行う。	入院患者や介護保険施設入所者等に対し、関係者間の連携に基づく口腔機能管理を推進する観点から、歯科疾患在宅療養管理 指 導料の見直しを行う。
44	(新) 歯科疾患在宅療養管理料 総合医療管理加算 50点 ※歯科治療時 総合 医療管理料又は在宅患者歯科治療時 総合 医療管理料は別に算定可	(新) 歯科疾患在宅療養管理料 在宅 総合医療管理加算 50点 ※歯科治療時医療管理料又は在宅患者歯科治療時医療管理料は別に算定可
49	(新) 歯周 疾患 画像活用指導料	(新) 歯周 病患者 画像活用指導料

